

# 中央大学 会計人会報

発行所 中央大学会計人会

東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会長 平川 忠雄

編集人 広報担当 前川 和義  
副会長



「戦後史上7人目の4年連続区間賞。今大会は4区を力走する榎木和貴主将(法4)」

## 「法人税改革の動向」

—その2—

前号において、平川忠雄先生より「政府税制調査会法人課税小委員会の審議状況など」と題して政府税制調査会における問題点の指摘と、審議内容についての詳細な御報告がありました。

今回は更に税制調査会の指摘と法人課税小委員会での専門的且つ技術的な検討課題に関して、平川先生より、その具体的内容について御寄稿戴き

ましたので茲に御報告申し上げます。

なお、先生から頂戴した資料は、大変膨大なもので、その全部を掲載することは全く不可能でありましたので、平川先生のお許しを得て編集責任者の独断と偏見に基づいて適宜カット致しましたので、何卒ご容赦下さるようお願い致します。

(前川 和義)



# 法人課税小委員会報告について

—法人税改革のための報告は、このようにまとめられた—

税制調査会法人課税小委員会専門委員 平川 忠雄

## 第1 総論

昭和63年の抜本的税制改革により法人税の基本税率を37.5%に引き下げたが、地方税を加えた法人税の実効税率は49.98%となっていて国際的にも高いレベルにあるため、低負担国への投資・進出という「空洞化」が生じつつあるのではないか。また、現行の法人課税制度が特定の企業に有利になっていないか、そして昭和40年に全文改正された現行法人税法が国際化社会や新しい経済取引への対応が困難となっていることなどを総チェックすべきであるという各種の課題に対処するために法人税の全面的見直しを行う必要があるという問題意識があります。

### I 基本的考え方

法人課税については、わが国産業の国際競争力が維持され、企業活力が十分発揮できるよう、産業間・企業間で中立的経済活動に対する歪みをできる限り少なくするような方向で、本格的な見直しを行う必要があります。

また、わが国の法人税法は、昭和40年に全般的な整備がなされて以来、大幅な見直しが行われていないが、近年の社会経済情勢等も踏まえ、課税ベースの適正化の観点から全般的な点検を行う必要があります。

法人課税の税体系における位置づけは、厳しい財政事情や、国民がどのような公共サービスの水準や税体系のあり方を選択するかを踏まえて、中長期的な視点から決定されるものです。すなわち法人税の軽減の財源を他税目に求めるなど法人課税がニュートラルな範囲を超えることのないような検討を行うもので他税目にかかわる論議は、本小委員会の検討範囲を超えているといえます。

今後、法人課税にどのような負担が求められるにせよ、公正・中立で透明な税制とする観点から、できるだけ早期に、課税ベースの適正化を図る必要があります。

「法人税の課税所得の計算はその企業の実力を的確に反映したものでなければならない」との理念から、次の項目に問題意識をおいて検討を行いました。

- (1) 特定企業のみ利用されている課税制度の存在への対応
- (2) 公正・中立・透明を前提としつつ適正化の視点からの点検
- (3) 課税ベースを拡大させる方向での所得計算規定等の見直しの実施

## 一 法人課税のあり方

(法人課税の概況及び性格)

- 法人課税は、国税、地方税ともに、我が国財政において重要な地位を占めています。
- 法人課税のあり方を考える際には、多種多様な性格を有する「法人」を一律に課税対象とする税であることに留意する必要があります。
- 中長期的に法人税の「負担」を誰がどの程度負うのかについて一義的に想定することはできず、一般的には法人（あるいはその株主）のみが法人税を「負担」と考えるのは適当ではないといえます。

### 1 法人課税

法人課税は国税・地方税ともに我が国財政において重要な地位を占めています。

- (1) 平成7年度法人税の税収  
13兆7,354億円(国税収入決算額の25%)
- (2) 平成6年度法人住民税・法人事業税の税収  
7兆1,629億円(地方税収入決算額の22%)

### 2 法人の態様とその特徴

- (1) 法人数……平成6年度税務統計  
約270万社

- (2) 黒字申告法人
- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 基本税率適用大法人  | 0.6%  |
| ② 基本税率適用中小法人 | 10.1% |
| ③ 軽減税率適用中小法人 | 26.6% |
| 計            | 37.3% |
- (3) 赤字申告法人 62.7%
- (4) 法人課税がきわめて多種多様な「法人」を一律に課税対象としている税であることに留意する必要があります。

### 3 法人税の性格と制度の位置づけ

- (1) 法人税は利潤に対する課税であります。現実の市場や企業行動からみれば法人税の「負担」は企業の価格設定や賃金利潤の分配、さらに生産活動にも影響を与えています。
- (2) 法人税が所得課税であるため、税引後利益を減少させ、内部保留の蓄積にも影響を与えることなどへの対応から法人税の「負担」は法人、あるいはその株主のみならず労働、消費の各層に帰属していくものと考えられます。
- (3) 法人税の基本的しくみとして法人実在説または擬制説の区分による個人と法人の調整に関しては現行制度において一応の整理がなされているという認識がなされています。

#### (税負担に関する論点)

- 我が国の法人課税が国際的にみて重く、産業の国際競争力や「空洞化」に影響していることから、法人課税を軽減すべきではないかとの問題提起がなされています。
- 「税負担」について国際比較を行う場合には、「税率」と「課税ベース」の双方について検討する必要がありますが、後者については定量的な比較は容易ではなく、法人課税の「税負担」の高低は、容易には判断できないといえます。
- 税制の差異も、企業が海外展開の際に考慮する要因の一つですが、はるかに重要なのは、為替相場の動向、賃金や土地の賃借料等の水準の格差、進行先の市場の状況（商品需要、労働力の質等）などです。

なお、企業の海外展開は、長期的にみれば、

わが国と海外との水平分業を進め、全体の経済規模の拡大も期待できます。

- 法人課税の軽減を検討するとした場合、わが国の厳しい財政事情を考慮すれば、減税財源を公債発行で賄うことは適当でないといえます。また、他税目の増税で財源を賄う場合には、税体系のあり方について、国民の合意を得て決定していく必要があります。
- 将来においては、実質的な税負担軽減の可能性を議論し得るとしても、現時点において、その実質的な税負担の軽減を行う環境にはないといえます。
- 法人税の税負担の水準は税率の問題だけでなく課税ベースの広狭を比較する必要があり、また、実効税率については税負担の表面税率とみることができるため「事業税損金算入調整後の税率」というべきである、とされました。

社会経済の変遷により「経済的所得」と「税法上の課税所得」の概念を点検する必要があり、また「空洞化」の要因には、税負担以外のコスト格差があり、海外進出のプラス面をみなくてはならないし、法人税収が公的に使用されることによる還元性を考える必要があると、いえます。

企業にあっては税負担を前提に投資、留保の基準を決めるか外部資金調達可能な場合の利点も存在します。

大きな政府によるサービス受益がよいかは国民負担率にかかわる問題であり、原価としての法人課税の水準との選択肢でもあります。

他税目とりわけ消費税負担引上げや公債発行による法人税負担の引下げは財政上の問題のほか負担のしわよせにつながることに留意しなければなりません。

このため、法人税改革の方向がネット減税を目指せば財政負担が増加することになり、現下の厳しい財政事情ではこのような方向を求めることはかなり困難な状況にあります。

税制調査会総会の指摘は、「課税ベースの拡大」を「税率の引下げ」と並記しているのはネット減税まで求めているものでなく、法人税制の課税の適正化を目的に税率の引下げを図ることです。

## (税率に関する論点)

- わが国では、昭和63年の税制改革で、法人課税の表面税率（調整後）を5割を下回る水準まで引き下げたため、法人税率を37.5%とした。わが国の法人課税の表面税率（調整後）が他国と比べて相対的に高いことは否めず、狭い課税ベースの下で相対的に高い税率を課す場合には、一般に、所得が相対的に多く生産性の高い企業に税負担が集中することになりかねないといえます。

現在の厳しい財政状況の下で、税収中立を前提として、課税ベースを点検した結果、その拡大の余地があるならば、法人税の基本税率を引き下げ、他の主要先進諸国並みに近付けることが望ましいといえます。

また、地方の法人課税についても、税収中立を前提として、同様の見地から、税率の引下げが望ましいといえます。

- 中小法人、公益法人等・協同組合等の軽減税率については、基本税率との格差が大きいこと等を考慮し、両者の格差を縮小する方向で検討することが適当であるといえます。法人事業税の軽減税率等についても、同様の方向で検討する余地があるといえます。

## 二 国際課税のあり方

## (国際課税に関する論点)

- 近年の経済の国際化に伴う課税ベースの可動性の高まりは、租税回避の機会を急速に増大させつつあり、中長期的に各国の課税基盤を脅かし税収構造自体に歪みをもたらす可能性があるほか、税制に対する国民の信頼を損なうおそれがあります。可動性の高い金融取引や企業活動に対する課税が困難になる結果、可動性の低い労働等に対しては「相対的」に重課となり、税制の公平、中立が損なわれるおそれがあるといえます。
- 「税のダンピング」（外国資本を誘致するために優遇税制を導入する政策）を意識的に採用する国も目立ってきています。OECDにおいても、有害な租税競争を牽制するための協調行動について検討が始められ、リヨン・サミットの経済宣言においても、こうした対応の必要性が確認されています。

- 経済の国際化の中で、我が国の課税ベースの確保は重要な課題となりつつあります。国際課税に関して国際協調を図っていくことの重要性が高まりつつあり、わが国としても、国際的ルール作りに積極的に対応していくことが求められてきています。

## 三 地方の法人課税のあり方

## (税の性格)

- 法人住民税は、地域社会の費用について法人にも個人と同様幅広く負担を求めるため課する税であり、法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人の行う事業を課税客体として課する税であるといえます。
- 法人住民税及び法人事業税は、法人税と課税根拠、課税客体などを異にしており、それぞれの独自の存在理由があるといえます。

## (地方の法人課税の意義)

- 諸外国に比べ日本は地方団体の果たしている役割が大きいこと等から地方税総額が大きく、税源をある程度法人に依存せざるを得ず、また、日本の地方団体は諸外国に比べ資本形成に係る支出が大きく、法人も受益を受ける事業を多く行っています。
- 現在の日本の地方の法人課税の地位には、地方団体が果たしている役割や歳出構造等からみて相応の理由があるといえます。

## (法人税の検討に併せた地方の法人課税の対応)

- 法人税の課税ベースが拡大する場合は、税収中立を前提として、法人事業税を中心に法人住民税法人税割も含めて税率の引下げを検討することが適当であるといえます。

## (法人事業税の外形標準課税)

- 外形標準課税の導入は、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するともいえます。
- 外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、なお検討課題が多く、今後更に検討を

深めることが適当です。

#### 四 課税ベースの拡大と税率の引下げの意義

(国際的にみた法人税改革の流れ)

- 主要先進国において、80年代半ばから、企業間・産業間の税の中立性の確保及び経済の活性化等を重視して、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との方向での法人税改革が実施されてきています。

(課税ベースの見直し)

- 社会経済情勢の変化や税制に対する要請(公正・中立・透明性等)を踏まえ、法人課税の課税ベースについて全般的な点検を行うことが必要となっています。
  - (i) 費用又は収益の計上時期の適正化……税制の立場から、各年の企業業績を的確に把握、確定するため、費用又は収益の計上時期の適正化が必要
  - (ii) 保守的な会計処理の抑制……税法では、課税所得計算の適正化の観点から過度に保守的な会計処理(費用や損失の計上を収益の計上より優先)を抑制
  - (iii) 会計処理の選択制の抑制・統一化……課税所得計算の裁量性を抑制し、制度の透明性の向上、企業間の税負担の格差の是正を図る観点から、税法では、会計処理の選択制の抑制・統一化が必要
  - (iv) 債務確定主義の徹底……課税の公正・明確化の観点から、税法では、不確実な費用や長期間経過後に発生する費用の見積り計上を極力抑制する必要
  - (v) 経費概念の厳格化……税法では、経費の概念を厳格に捉える必要
  - (vi) 租税特別措置等の一層の整理合理化等……租税特別措置等の一層の整理合理化、利用者が特定の者に偏在している措置の抑制が必要
  - (vii) 国際課税の整備……国際課税のより一層の整備を図る必要

(商法・企業会計原則との関係)

- わが国の法人税法の課税所得計算においては、これまで、商法・企業会計原則との調和が図ら

れてきています。

- 商法、企業会計原則、税法は、それぞれ固有の目的と機能を持っています。
- 法人税の課税所得は、今後とも商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税の実現という税法固有の観点から必要に応じ、商法・企業会計原則と異なった取扱いとすることが適切であります。

(課税ベースの拡大と税率の引下げの意義)

- 産業間で実質的な税負担が異なっていたり、税制が特定の産業・企業に奨励的ないし抑制的となっていることを改めることは、中立制の向上に資することとなります。また、課税ベースの拡大に併せて税率を引き下げれば、これまで狭い課税ベースの下で高い税率を課されていた、生産性の高い企業の税負担が軽減されます。
 

これにより、企業活力の発揮や新規産業・企業の創出、資源配分の変更を通じた生産効率の向上など経済社会構造の改革に資することが期待されます。
- 表面税率(調整後)を引き下げることができれば、海外からのわが国への投資意欲の減退やわが国企業の海外子会社が利益をわが国に還流させないという問題の緩和に資することが期待されます。
- 赤字申告法人が多い現状に対して、相応の改善が図られることが期待されます。
- 税率引き下げ範囲と課税ベース拡大(適正化)のフィットは、同一税目による減税財源の対処というレベニューニュートラルの立場を示すものであるが、この目的としては新時代産業への補充、企業間の中立性への転換、会社人間などの社会事象に対応する適正化の問題など、社会経済の構造改革の方向に税制が寄与することになれば、その意義が正当性をもつことになるといえます。

最後に、「課税ベースに関する個別的検討」は機会があったら御報告することとします。以上

◎ ◎ ◎

◎ ◎ ◎

# “第 1 回『中大会計人会ゴルフ会』に優勝して”

望 月 壽 夫

平成 8 年 10 月 25 日 (金)、第 1 回中大会計人会ゴルフ会が「中大会計人会ゴルフ同好会」の発会式を兼ねて、名門・相模カンツリークラブで開催されました。

私は当日、はからずも優勝させていただきましたので、今後の会員の皆様のさらなる参加のため当日の結果を報告させていただきます。

相模カンツリークラブは昭和 6 年開場の格式の高いゴルフ場であり、平成 8 年度の四大学 (中大、慶大、早大、明大) 会計会会対抗ゴルフ会も、当ゴルフ場で開催されたこともあって、明治大学 O B の外村 初先生にコースを紹介していただき、一諸にプレイもしていただきました。

当日の競技方法は新ペリア (各ホールダブルスコアまで計算) によるハンディ方式で会員 17 名の参加をもって行なわれました。

天気は予報では雨でしたが、参加会員の日頃の行ないが良かったためか、降られたのは 2 ~ 3 ホールのみで、雨具は不要な曇り空でした。

私は、越智通秀会員、岡崎和雄会員、小池正明会員とともに、第 1 組でプレイしました。

越智会員は、当日はベスグロの 75 ストロークでプレイし、すばらしいゴルフを見せていただきました。ドライバーは 70% の力で 250 ~ 260 ヤードです。「カー一杯打って下さい」と頼んだところ 280 ヤードの大ショットです。

越智会員以外の私を含めた 3 人も前半のハーフは 1 打差の 48、49 で終り、いい勝負をしました。

私自身のショットは、ウッドもアイアンもまあまあでしたが、とにかくバンカーに入りました。

後に聞いたところ、大小 66 個のガードバンカーがあり、バンカー総数は 100 個あるとのことでした。

グリーンにもう少しのところなのに、設計者の思わく通りにアリソンバンカーに入ります。

このバンカーも着実に 2 打以上と、まさにバンカー・デーでした。

パーも取るけれど、バンカーで大叩きのくり返しでしたが、越智会員に引張られ、岡崎、小池両会員との競り合いで、あきらめずに楽しく競

技を終了することができました。

競技終了後は、クラブハウスで競技成績の発表とともに「中大会計人会同好会の発会式」が行なわれました。

発会式においては、会長に大江晋也会員、事務局に岡崎和雄会員、小池正明会員が全員一致をもって選出されました。

選出された大江会長より、知り合いの会員同士で声を掛け合って、数多くの会員が参加するよりにとの新任の挨拶がありました。

さて、いよいよ競技結果の発表ですが、バンカーの大叩きがしっかり新ペリアの計算に入った私ですが、栄えある第 1 回の優勝者となることができました。

また、その他の競技結果は下記のとおりです。

賞品の授与の後に懇談となり、参加者全員より自己紹介や近況報告等がありました。

御本人、お子さん、お孫さんの 3 代にわたる中大生の誕生や、中央大学商学部大淵博義教授の大学の最近の近況等の話などが特に印象にのこりました。

今回のゴルフ会は、大江会長や事務局の先生方の御努力により開催されたものですが、今後とも会員の皆様とともに、より多くの方の参加により同好会活動がより充実することができればと期待しています。

## 競技結果 (敬称略)

優 勝	望月 壽夫	ネット	72.8
準優勝	越智 通秀	ネット	73
3 位	岩崎 巖	ネット	74
ドラコン	岩崎 巖	(4 番)	
	大淵 博義	(17 番)	
ニヤピン	山口 文六	(3 番)	
	小池 正明	(6 番)	
	越智 通秀	(10 番)	
	望月 壽夫	(13 番)	
ベスグロ	越智 通秀	75 ストローク	

# やもめつれづれ

江島義幸

12月〇日 「24時間風呂、湯名人」を据付けた。これで何時でも入浴できる。一番風呂は、たまたま手伝いに来ていた長女H子に、私は、就寝前に入浴することにしたという、H子が、「身体のためには41度が良い」というのでその様にした。しかし、少々ぬるいような気がする。浴後テレビをタイムセットし就寝。

12月〇日 今年も旬日を残すのみとなった。先日依頼された会計人会の原稿が気にかかる。年末の多忙さと二三日前からの風邪気味のせい、筆を執る気にもなれない。夕食は、駅前の大増の弁当にした。テレビの「何でも鑑定団」を見て万年床にもぐり込む。明朝、医者に診てもらおう。

12月〇日 いよいよ今年も仕事納め、例年の通り大掃除、京橋の「美々印」にて職員一同と忘年会。日本酒と「うどんすき」がマッチして美味、ついつい、アルコールの量が増える。風邪薬を服し、就寝。明日はハワイへ出発。

12月〇日 ハワイ、オアフ島は今年も異状気象とか、到着した日の翌日からからりと晴れた日が少い。もっともハワイは雨季であり、今年も9月にも雨が多く異状だったとか。

今年の正月まで数年間、妻とともに、ハワイで正月を迎えることにしていた。理由は、歳末と正月を日本から脱出したい。また、その理由は、大晦日の夜遅くまでのおせち料理造りと新年3ケ日の多忙さから妻を解放してやることであった。おせち料理造りに疲労した妻は、正月を迎えると寝込んでしまうことが度々あり、年賀客に礼を失することが多かった。それでは、市販のおせち料理でもと思ったのだが、市販のそれは、値段も高く、内容的にはケバケバしく、家風をあらわすことはできない、それではと思いきってわが家のおせち料理の伝統を断絶することにしたのである。

その妻は、今回は一片の遺骨として同行している。大晦日の夜に美しいハワイの海へ散骨しよう

とと思っている。

12月31日 今日も雨雲が低い。灰黒色の雲のあい間に青空が見える。気候は快適、驟雨時々、サンセットクルーズは予定通り出港。曇天のため夕陽の景観見られず、残念。夜の帳とぼりがおり、オアフ島の夜景が美しく輝く頃合を見て、子供、孫達と後尾のデッキにて妻の一片の遺骨をハワイの海へ。合掌。悲しさ、寂しさ、切なり。

子供、孫達は、爆竹と花火を見たいとワイキキの街へ。部屋にこもり独り亡妻を偲ぶ。風邪ぬけ切れず、入浴をやめる。

1月〇日 仕事始め、事務所にて暫くぶりに日本経済新聞を読む。元旦の冒頭の記事には、少なからずショックを受けた。「次の世代へ2020年からの警鐘」、標題からして刺激的で、「若者や家族連れが楽しそうに海外旅行に飛び立ち、また新たな年が明けた。平安を祈る初もうで風景はいつも通りだが、その足元で日本は静かに破局への道をたどり始めている」と警鐘を鳴らしている。

この日経新聞の記事は、切り抜いて失くさぬようにしておこう。それにしても、2020年は、私にとっては無縁であるが、少子化等の影響がここ数年無縁墓が東京にも多くなったという。寂しい限りである。体温36.5度、少々熱っぽい。疲れた。

1月〇日 財政構造改革元年と橋本内閣は謳っているが、政府予算案はどうも前年度実績を基準にした旧態依然としたもののようだ。特に農林予算はそのようである。農林水産関係予算は年間3兆6千億円、このうち農業予算は約2兆7千億円、この内訳は農業農村整備事業や構造改革事業など土地改良のための予算が1兆7千億円、余剰米の管理費に3千数百億円、その他は減反補助金や農家の施設、機器導入費用である。補助整備事業は国が半分を負担し、地方自治体が4割を負担するというから、合計3兆円もの金が農村整備事業に注入されていることになる。さらに、ウルグアイ

ラウンド対策として毎年1兆円、まさに6兆円が農業関係に注ぎ込まれる訳だ。どうして、こんなに必要なのだろうか、財政構造改革元年とはまことにそぞらしい。1月1日の日経新聞の記事が頭をよぎる。農林族議員といわれている議員諸公は、国の将来をどのように考え、現状を如何に認識しているのだろうか。

会話のない、黙々と口に運ぶ食事はあっけなく早い。今日の夕食、ホーレン草のおひたしと湯豆腐と刺身、一番簡単だ。体熱36.6度、医者には心配ないというが。……原稿の構想がまとまらない。恥ずかしいことだが、日誌の一部で勘弁してもらおう。

## 『四大学対抗ゴルフ大会』参加の記

山 口 文 六

早稲田、慶応、中央、明治の四大学出身会計人による、第4回ゴルフコンペが、平成8年11月13日、神奈川の名門コース・相模カンツリー倶楽部において、各大学から6人宛合計24人の出場を得て盛大に開催された。

競技は新ペリヤ方式により、個人戦と団体戦(上位3人のネットの合計数による)が行われた。

わが中央の出場者は大江晋也、神山敏夫、小林陽二、寺沢隼人、宇佐美一雄の諸先生と私の6人が参加した。

当日は気温は少し寒かったが、晴天に恵まれてまづまづのゴルフ日和であった。

相模カンツリーのコースは、平坦で樹木も密生しておらず、一見易しく感じるが、古い歴史のある名門コースだけあって、落とし穴も多くラフもタフで、思わぬ大叩きに泣かされることしばしばで、残念ながら予期していたようなスコアは出せず、私には合性の悪いコースだった。

成績は下記の通りで、団体戦は僅差でわが中央は3位に甘んじた。個人戦では神山先生が4位に入賞して面目を保った。私は初めての参加だったが、ゴルフを通じて他校出身の先生方と顔見知りとなり、親睦を深めることは楽しく有益であり、今後でもできる限り参加したいと考えている。

余談ながら、当日私と一緒にプレイされた明治の外村 初先生は、相模カンツリークラブの会員で、コースに隣接するマンションに寓居を構え、80歳近いお齡にも拘らず、年間200回近くプレイをしていると聞かされて、その豪傑ぶりに驚嘆すると共に、自分も元気を出して頑張らなくてはと励まされた。

なお、今回は当会の大江先生が当番幹事として、

3月27日に山梨県上野原町のメイプルポイントゴルフクラブで開催することが決っているので、中央からも大勢の会員が出場して優勝を狙ってほしいと願っている。

### ——— 成 績 表 ———

#### 1. 団体戦

優 勝	慶 応	229.6
準優勝	早稲田	233.8
3 位	中 央	234.2
4 位	明 治	242.4

(中央の上位3人のスコア、神山77、宇佐美78.2、寺沢79)

#### 2. 個人戦

優 勝	神津 信一 (K)	75.4
準優勝	西村素枝美 (W)	76.2
3 位	鈴木 雅博 (K)	76.6
4 位	神山 敏夫 (C)	77
5 位	田中 巖 (K)	77.6
6 位	天野 利之 (W)	77.8
7 位	宇佐美一雄 (C)	78.2
8 位	佐久間重一 (M)	78.8
9 位	寺沢 隼人 (C)	79
10 位	山口 文六 (C)	79.2

(以下省略)





# 趣味について

山田 杉三郎

趣味はその人に喜びをもたらし、また疲れやストレスを解消する効用がある。

ところで趣味には、する趣味と見る趣味があるだろう。また見せる趣味もあると思う。

好きこそ物の上手なれと言われるように、する趣味はある程度上手であるか、上手になりたいとの意欲が無いと長続きしない。

一方、見る趣味には見る対象についての知識が無いとこれまた長続きしない。

見せる趣味は見せるものが人より秀でていることが必要である。

見せる趣味と見る趣味が一致する所に興行などが成立する。

私の趣味は、現在のところ人に言えるようなものは無いが、強いて言えば囲碁、ゴルフ、絵画、TV見物ぐらいで、それも下手の横好き程度である。

TV見物についてはスポーツを良く見る、相撲、野球、駅伝、体操などを見る、解説付きである。従って良く分かる。

以前に相撲の本物を見に行ったことがあるが力士の姿が小さく見え、しかもアツと言う間に勝負がついてしまうので物足りなかったが、相撲の雰囲気は充分感得した。

今年の正月は駅伝を良く見た。寒い中薄いユニフォームで走る選手たちの凛々しさはTVならではの面白さであった。

また、スポーツの他では日曜日夜の大河ドラマやニュースなどを良く見る。

ゴルフも趣味と言えほどの技量は無いが、汗をかいて風呂に入り、時に一杯やる、この時の気分は何にも替えがたい。

絵画はごく最近に始めたのであるが、子供の頃の技量にもまったく達していない。

囲碁も下手と言う意味で初心者であり、打ってくれる人がいない。

ところで同じ趣味と言っても大変お金のかかる趣味がある。

自家用飛行機を買って乗り回したり、自動車も国産で間に合いそうなのに外車を買って見せびらかすような人がいる。

骨とう品を集めたり、美術品を集めたりするのが趣味の人がいる。

また、落語にある話ですが、昔々ある所に男がいて、良く働くのですが貧乏でした。

この男の趣味が実は小判をためることでした。

働いても働いても、食べる物、着る物を節約して小判を買うと言う暮らしです。そんなことで大分小判が溜まってきた。

その時運悪く父親が死去し、近所の人が集まって葬式の相談をした。なにしろ何も無いので困っていると男の小判のことを知っていた大家が男に沢山ある小判の1枚でも処理したら立派な葬式ができるよと言ったが、男は首を縦に振らなかった。

これでは葬式が出せ無いので皆がかわるがわるなだめでもうんと言わない。

ついにしびれを切らした大家が、そんな親不孝者には家も貸せない出て行けと怒鳴りつけたので、仕方なく小判一枚を出したそうです。その時男はポツリと一粒の涙を落としたとのことでした。

このように余りいれ込んでしまうと趣味も人に害をもたらしてしまう。

良くない趣味に賭博がある。

友人同志で麻雀をする程度は楽しい趣味ですがレートの高いのは問題で、大勝ちしても後味が悪いものである。

ゴルフでも、こんな話を聞いたことがある。

本人は医者ですが、自分のコースで他のメンバーとプレーしてハーフが終わったところで声をかけられた。ハーフの成績はその人よりよかったので、1打千でどうかと言われ握った。そしてホールアウトした結果3打勝っていたそうです。相手は今日は持ち合わせが無いのでお届けしますからと言うので、何時でもいいですよと別れたそうです。

2、3日後に届けられたお金がなんと3,000万円が入っていたそうです。

お医者さんはびっくりして、もしこれを貰ったら大変なことになると考えて、そう云う人の筋の人を通して600万円反対に上げることで解決した。

趣味も危ないことはするものではないですね。

## “船旅（クルーズ）へのお誘い”

前 川 和 義

平成9年1月5日から7日まで、本船の設計者の一人でもある知り合いの方のお誘いで、「飛鳥」による「豊川稲荷初詣クルーズ」に参加した。船の旅は昨年に続いて2回目である。

「飛鳥」は、総トン数28,717G/T、全長192.8m、最高速度は21ノットという大変贅沢な客船、横揺れ防止装置も完璧で、戦艦武蔵よりも揺れ方は少ないとの触れ込みであった。

1月5日、乗船当日は、強風波浪警報もでる生憎の天候で、海上では風速25m以上とのことであった。

そこで思い出したのが、以前、青函連絡船に乗った際、強風の中で、生まれて始めて船酔いを経験したことがあった。

折角の楽しい船旅に、酔ってしまっは大変とばかり、備え付けの船酔薬を飲んでしまったのが失敗の本。

17:00横浜港出港後暫らくして楽しい夕食の後半頃から猛烈な眠気に誘われ、団欒最中にこっくり、こっくり船を漕ぐ始末、夕食後の楽しいナイトショーも夢うつつ、その後の催し物は失礼して、ベットに倒れ込んでしまった。

翌朝9:00豊橋入港。早速バスで豊川稲荷の初詣に出かける。

ご存じのとおり、豊川稲荷は商売繁盛、福德開運のお稲荷さんとして親しまれ、全国的に信者が多いと聞き及んでいる。

ここで本年の商売繁盛を祈願した後、竹膳料理で有名な「真福寺」へ参詣する。

昼食は筍づくしの料理に舌鼓をうち、15:00「飛鳥」の待つ豊橋港岸壁に戻り、16:00豊橋出港帰

途についた。

昨晚の失敗に懲りて船酔薬のお世話にもならず、楽しい夕食を始め各種ショーや映画を観賞して船中の楽しみを満喫し、就寝したのは零時を廻ってしまった。

明けて7日は、10:00横浜入港、後ろ髪を引かれる思いで「飛鳥」を離れ帰宅の途についた。

船旅こそ、これからの最高の「新しい贅沢」と云える。精神病医でも著名な斎藤茂太先生の著書「人生、愉しみは旅にあり」の一節をご紹介して締め括りしよう。

——「船旅の最大の楽しみの一つである食事を、何と一日七回（モーニング・コーヒー、朝食、10時頃のティータイム、昼食、アフタヌーンティ、夕食、ミッドナイト・スナック）も食べるのに、思ったほど太らないのだ。そのわけは、知らず知らずのうちに運動しているからである。むろん、プロムナードデッキのジョギング、エアロビクス教室、フィットネスセンター、ダンス教室、デッキゴルフ、ミニテニス等のイベントもあるが、いくら巨船といっても船は多少ゆれるから、廊下でも室内でも足をふんばり、腰でバランスをとっていて、無意識のうちに運動しているのだ。もちろんエレベーターは、なるべく使わない算段をする。」——

皆さんも是非時間を作って、船旅を楽しんで下さい。ストレス解消には持って来いの乗物ですから。



### 編集後記

正月の風物詩とも言える大学箱根駅伝で中大は昨年に続く連覇を期待されたが、残念ながら4位に終わってしまいました。私は毎年往路5区の箱根小涌園前で応援していますが、あの上り坂20軒を一気に駆け昇る若人の体力と気力と母校の名誉を負った責任感ある走りに、一種の感動を覚え、中央の優勝を祈りながらも、全走者を等しく声援し

ています。来年の正月に期待しましょう。

当会報もスローペースながら第4号の発行にこぎつけました。「継続は力なり」をモットーに、中断することのないよう前川委員長以下委員一同頑張りますが、原稿の収集には苦勞していますので、みなさんのご支援（投稿）を切にお願い申し上げます。（山口）